

東北芸術工科大学 ガバナンス・コードにかかる適合状況等 に関する報告書

点検日：令和5年8月23日

I 東北芸術工科大学ガバナンス・コードについて

東北芸術工科大学（以下「本学」といいます。）は、令和3年10月29日に「東北芸術工科大学ガバナンス・コード」を制定しました。

本学が、建学の精神に基づく私立大学としての自主性と自律性を発揮しながら特色ある教育研究を通じて優れた人材を育成し、学術文化の向上及び産業の進行に貢献するとともに、その成果を社会へ還元し続ける公共性の高い使命を果たしていくための行動規範とすることが制定の目的です。

このガバナンス・コードは広く社会やステークホルダーに対し発信するため、大学のホームページ（以下「HP」といいます。）にて公表しています。

II 適合状況の点検について

本学は、ガバナンス機能の向上を図るため、毎年10月31日までにガバナンス・コードの点検・見直しを行うこととしており、その結果についてはHPにて公表することとしています。

今回は、令和4年8月に続き、3年目の点検作業を実施し、監事による審査を経て常任理事会にてその結果を最終確認したものです。適合状況は次の3段階で評価しています。

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

点検結果の概要は、III及びIVのとおりです。

III 適合状況及び点検結果の概要

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重	適合状況	解説
1-1 建学の精神	○	—
1-2 教育と研究の目的	○	—

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）	適合状況	解説
2-1 理事会	○	—
2-2 理事	○	—
2-3 監事	△	(5)
2-4 評議員会	○	—
2-5 評議員	○	—

第3章 教学ガバナンス（権限・役割の明確化）	適合状況	解説
3-1 学長	○	—
3-2 教授会	○	—

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）	適合状況	解説
4-1 学生に対して	○	—
4-2 教職員等に対して	○	—
4-3 社会に対して	○	—
4-4 危機管理及び法令遵守	○	—

第5章 透明性の確保（情報公開）	適合状況	解説
5-1 情報公開の充実	○	—

【適合状況評価基準】 ○：全項目実施 △：一部項目未実施 ×：全項目未実施

IV 適合状況についての解説

2-3 (5) 常勤監事の設置
現在、監事については非常勤監事3人体制となっていることから、「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会の設置に関する規程」第2条の2の規定に基づき、引き続き常勤（常任）監事の人材確保に努めて参ります。

V 適合状況及び点検結果の詳細

第1章 私立大学の自主性・自律性（特色ある運営）の尊重

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>私立大学の存在意義は、建学の精神・理念にあり、それに基づく独特の学風が自主性・自律性として尊重され、個性豊かな教育・研究を行う機関として発展してきました。</p> <p>私立大学は、社会の発展と安定に不可欠な極めて厚い中間層の形成に大きく寄与してきました。また、私立大学は地域社会において高等教育へのアクセスの機会均等と知的基盤としての役割も果たしてきました。</p> <p>学校法人東北芸術工科大学（以下、本法人）は、建学の精神に基づく、私立大学としての使命を果たしていくために、また、教職員はその使命を具現する存在であるために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範にし、適切なガバナンスを確保して、時代の変化に対応した大学づくりを進めています。</p>	○	<p>本学は、全国初の公設民営型の4年制大学として生まれました。</p> <p>その設立経緯並びに建学の精神のもと、本学は芸術とデザインの教育研究を通じて現代社会の抱える様々な問題を解決できる人材の育成に取り組んできました。また、産官学連携事業等を通じて地域社会にも開かれた大学として、その存在感をますます高めつつあります。</p> <p>本学では、今後も社会における私立大学の存在意義を高めていくために、日本私立大学協会の制定した「私立大学版ガバナンス・コード」を規範とした「東北芸術工科大学ガバナンス・コード」を令和3年10月29日に制定し、大学の運営基盤の一層の強化に努めることを宣言しました。</p> <p>また、令和元年12月には学校法人東北芸術工科大学（以下「本法人」といい</p>

<p>また、中期的な計画を策定・公表し、学生をはじめ様々なステークホルダーに対し、私立大学の教育、研究及び社会貢献の機能を最大化し、価値の向上を目指していきます。</p>		<p>ます。)の中期的な計画を「TUAD vision 2024」としてまとめ、HPへの掲載や印刷物として、広くステークホルダーに発信しています。</p>
---	--	---

1-1 建学の精神

(1) 建学の精神・理念・教育方針

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>建学の精神・理念・教育方針は次のとおりです。</p> <p>建学の精神：</p> <p>本法人は、公（山形県、山形市）が設立した学校法人という経緯もあり、地域社会における知的基盤として、不断の改革を進めてきました。そして、その行動規範を示すのが「大学設立の宣言※1」です。設立の宣言は、入学式・卒業式の式典の冒頭で朗読され、入学案内の冒頭に記されるなど、学生、教職員の信条・行動指針となっています。</p> <p><u>※1「大学設立の宣言」1992年 徳山詳直理事長が起草</u></p> <p>この大学は、悠久の大河最上川をつつんで、蔵王連峰、出羽三山、朝日連峰に囲まれる日本文化の源流、縄文の奥深い土壌の中から生まれた。</p> <p>産業革命に始まる近代文明は、二十世紀末の今日に至って、人類自らを存亡の危機に立たせている。</p> <p>科学技術と経済理論によって支配された現代社会は、それ故に、人類史を貫いてきた精神の尊厳、人間であることの意味を、根底から問われるに至った。</p> <p>目前に迫った新しい世紀は、戦争と平和、南北問題、更には体制崩壊の問題を基軸とする新しい世界調和への展望、そして何よりも、この母なる大地—地球—をいかにして守るか、この大</p>	<p>○</p>	<p>建学の精神は「大学設立の宣言」に集約され、入学式及び卒業式などの重要な式典にて朗読されるとともに、受験を希望する資料請求者にも印刷物として配付されており、学生・教職員に広く浸透しています。</p> <p>この建学の精神に基づく本学の理念・教育方針が形成され、東北芸術工科大学学則（以下「学則」といいます。）第1条及び東北芸術工科大学大学院学則第1条等に掲げられている教育目的へとつながっています。</p>

<p>学は、芸術的創造と、人類の良心によって科学技術を運用する新しい世界観の課率を目指して、その課題に応えたい。</p> <p>わが大学の前に道はなし。</p> <p>あるは、歴史的実験のみ一。</p> <p>大学の理念： 芸術的創造と良心による科学技術の運用により、新しい世界観の確立を目指します。</p> <p>教育方針： 東北芸術工科大学（以下、本学）は、教育基本法に則り、学術文化の中心として広く知識を授けるとともに、深く芸術学、デザイン工学に関する専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させて、「術」と「学」の一体化による「もの」を形作ることを喜びとする人材を育成し、学術文化の向上及び産業の振興に貢献することを目的とします。</p>		
---	--	--

1-2 教育と研究の目的

(1) 建学の精神・理念・教育方針に基づき、教育目的及び研究目的は次のとおりです。

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 教育目的</p> <p>将来、一人一人が社会のあらゆる場面で活躍できるよう、東北芸術工科大学では大学の理念を基に、学生が身に付けるべき力として次の4つを定めています。</p> <p>1) 本質を見ようとする姿勢、純粋な目：「想像力」 Imagination</p> <p>2) 想いを形にできる力：「創造力」 Creativity</p> <p>3) 問題提起と解決への強い意志：「意志」 Spirit</p> <p>4) 社会的・職業的自立のための能力・態度：「社会性」 Sociality</p>	○	<p>建学の精神のもとに形成された本学の教育研究目的は、「人と自然を思いやる想像力と、社会を変革する創造力を身に付け、自らの意思で未来を切り拓くことができる人材の育成」であり、より具体化され、学生が身に付けるべき「4つの力」とともにHP及び学修・学生生活サイトに掲載されています。</p> <p>また、本学の教育研究目的は芸術学部及びデザイン工学部それぞれの教育研究目的に落とし込まれ、学則第1条の3に以下のとおり記されています。</p> <p>○芸術学部</p> <p>芸術学部は、確かな造形哲学とそこから生まれる表現や文化的創造の時代や社会への関わりを観察する力、また個人の感性を育て、その観察力と感性に</p>

		よって他者との新たな接点を開拓し、芸術的創造によって社会に貢献できる人材の育成を目的とする。 ○デザイン工学部 デザイン工学部は、現代の人々の生活環境のあるべき姿を芸術の感性と工学の理性を融合する創造的思考によって考究し形作る人間の育成を教育の基本目的とし、創造的活動を通して社会に貢献する人材の育成を目的とする。
--	--	---

(2) 中期的（5年）な計画の策定と実現に必要な取組みについて

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
① 安定した経営を行うために、中期的な学内外の環境の変化の予測に基づく、適切な中期計画の検討・策定をします。 ② 中期計画の進捗状況、財務状況については、理事会で進捗状況を管理把握し、その結果を内外に公表するなど、透明性ある法人運営・大学運営に努めています。 ③ 中期計画を単年度の教育計画、事務局重点課題につなぎ、その目標から教職員の個人目標に落としこむことで、「理念」から「個人の行動指針」まで一貫通貫するシステムとしていきます。 ④ 中期計画はWeb公開し、外部に意見等を聴取します。 ⑤ 改革のために、教職協働の観点からも事務職員の人材養成・確保など事務職員の役割を一層重視します。 ⑥ 経営陣と教職員が中期的な計画を共有し、教職員からも改革の実現に際して積極的な提案を受けるなど法人全体の取組みを徹底します。 ⑦ 中期的な計画に盛り込む内容	○	① 本法人の中期的な計画は「TUAD vision 2024」というタイトルで令和元（2019）年12月に策定されています。 ② 中期計画の進捗状況及び財務状況については毎年度の事業報告及び決算に基づき理事会で進捗を確認しており、その結果を公表することにより透明性のある法人・大学運営を行っています。 ③ 中期計画をもとに、各年度の教育計画や事務局重点課題を設定するとともに、各部門及び教職員一人ひとりの活動目標にまで落とし込まれて業績評価を行う「ポートフォリオ制度」を運用しています。 ④ 中期計画はHPで公表し、ステークホルダーをはじめとする外部に発信することで、広く意見を聴取します。 ⑤ 事務職員の職位に応じた研修制度を整備し、職員の能力開発を計画的に実施しています。 ⑥ 学長及び学部長などの教学執行部と事務局の責任者が一体となって教学全般の諸課題に対応する「学長会」において、日頃より中期的な計画を共有しつつ意見交換を行っている

ア 建学の精神・理念に基づき育成する人材像 イ 教育体制及び学生の進路支援 ウ 社会貢献の方策 エ 財政基盤の安定化策 オ 学習環境基盤整備計画		ます。 ⑦ 中期的な計画は、「TUAD vision 2024」としてとりまとめられ、左記アからオまでの事項を具体的に盛り込んでいます。
--	--	---

(3) 本法人の社会的責任等

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 自主的に運営基盤の強化を図るとともに、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めます。</p> <p>② 学生を最優先に考え、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、教職員、保護者、卒業生、地域社会構成員等他のステークホルダーとの関係を保ち、公共性・地域貢献等を念頭に学校法人経営を進めます。</p> <p>③ 私立大学の目的達成のためには、多様性への対応が不可欠との認識に立ち、男女共同参画社会への対応や、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（平成27年2月24日閣議決定）をはじめ、多様性への対応を実施します。</p>	○	<p>① 学校法人東北芸術工科大学寄附行為（以下「寄附行為」といいます。）を遵守し、適正な法人運営を行うとともに、教員のファカルティ・ディベロプメント（以下「FD」といいます。）活動や業績評価の取り組みを通じて教育の質を高めています。こうした教育情報及び財務情報を積極的に公表することで、本学の教育の質の向上及び経営の透明性の確保を図るよう努めています。</p> <p>② 学生への教育が最大の優先事項であることは教職員総会等を通じて本学の構成員との共有を図っています。また、校友会、保護者会及び後援会などの組織を通じて各種ステークホルダーとの良好な関係性を保つことで、公共性や地域貢献等を念頭に置いた学校法人経営を進めています。</p> <p>③ 事務局の管理職への女性職員の登用や教員公募におけるポジティブアクション並びに障害者雇用への取り組みなどを通じて多様性への対応に取り組んでいます。</p>

第2章 安定性・継続性（学校法人運営の基本）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
-----------------	------	------

<p>私立大学は、社会から、教育・研究及び成果の社会への還元という公的使命を負託されており、社会に対して説明責任を負っています。従って、その設置者である学校法人は、経営を強化しその安定性と継続性を図り、私立大学の価値の向上を実現し、その役割・責務を適切に果たします。本法人は、このような役割・責務を果たすため、自律的なガバナンスに関する基本的な考え方及び仕組みを構築します。</p>	○	<p>本法人は寄附行為第3条においてその設置目的を掲げ、第4条ではその目的を実現するために設置する学校等について定めるとともに、法人運営の中核をなす理事会及び評議員会に関する事項を定めています。</p> <p>また、「学校法人東北芸術工科大学理事会業務委任規程」（以下「理事会業務委任規程」といいます。）及び「副理事長、専務理事、常務理事及び常任監事並びに常任理事会設置に関する規程」並びに「学校法人東北芸術工科大学組織規程」（以下「組織規程」といいます。）などを定めることで安定性と継続性のある法人運営体制を構築しています。</p> <p>一方、「監事監査規程」及び「自己点検・評価に関する規程」などを制定することで業務執行の監視体制や教育研究の質保証を担保しており、法人の自律的なガバナンス体制を構築しています。</p>
---	---	--

2-1 理事会

(1) 理事会の役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 意思決定の議決機関としての役割 ア 理事会は、学校法人の経営強化を念頭におき業務を決し、理事の職務執行を監督します。</p> <p>② 理事会の議決事項の明確化等 ア 理事会において議決する学校法人における重要事項を寄附行為等に明示します。 イ 理事会において議決された事項は、議事録に記録し、保管します。 ウ 理事会へ業務執行者から適切な報告がなされるよう留意します。</p> <p>③ 理事及び運営責任者の業務執行の監督 ア 理事会は、理事及び設置大学の運営</p>	○	<p>① 理事会は、寄附行為第15条第2項にあるとおり、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する機関として定期的開催され、理事の職務執行を監督しています。</p> <p>② 理事会業務委任規程第2条では理事会において議決する重要事項を定めるとともに、その結果は寄附行為第16条の規定に基づき議事録としてまとめ、事務所に保管しています。また、原則月1回開催される常任理事会を通じて、業務執行者から理事会へ適切な報告がなされるよう留意しています。</p> <p>③ 理事会では、担当理事による事業報告とともに大学の運営責任者であ</p>

<p>責任者（学長、副学長及び学部長等）に対する実効性の高い監督を行うことを主要な役割・責務の一つと捉え、適切に大学の業務等の評価を行い、その評価を業務改善に活かします。</p> <p>イ 理事会は、適時かつ正確な情報共有が行われるよう監督を行うとともに、内部統制やリスク管理体制を適切に整備します。</p> <p>④ 学長への権限委任等</p> <p>ア 学長が任務を果たすことができるようにするため、理事会の権限の一部を学長に委任しています。</p> <p>イ 学長が滞りなく任務を果たすことができるようにするため、補佐役として副学長を置くことを組織規程に定め、教学運営体制の強化を図ります。</p> <p>ウ 各々が所掌する校務については、可能な限り規程整備等による可視化を図ります。</p> <p>⑤ 実効性のある開催</p> <p>ア 理事会は、年間の開催計画を策定し、審議予定事項について、事前に全理事に共有できるよう努めます。</p> <p>イ 審議に必要な時間は十分に確保します。</p> <p>⑥ 役員（理事・監事）は、(ア)その任務を怠り、学校法人に損害を与えた場合、(イ)その職務を行う際に悪意又は重大な過失により第三者に損害を与えた場合、当該役員は、これを賠償する責任を負います。</p> <p>⑦ 役員（理事・監事）が学校法人又は第三者に生じた損害を賠償する責任を負う場合、他の役員も当該損害を賠償する責任を負うときは、これらの者は連帯して責任を負います。</p> <p>⑧ 役員（理事・監事）の学校法人に対する責任が加重とならないよう損害賠償責任の減免の規定を整備します。</p>		<p>る学長から近況報告を受けています。また、大学の運営責任者（学長、副学長及び学部長等）が構成員となっている学長会へ一部の理事も陪席することにより、常に学内の情報共有がなされることで、内部統制やリスク管理が適切に行われる体制となっています。</p> <p>④ 理事会業務委任規程第4条により大学の校務を学長に委任するとともに、組織規程に基づき副学長及び各種役職者とその役割について定め、組織的な教学体制を形成しています。</p> <p>⑤ 理事会の開催にあたっては寄附行為第15条第5項及び第6項の規定に基づき会議の招集を行っています。審議予定事項について事前に全理事に共有することで、実効性のある理事会運営がなされています。</p> <p>⑥ 役員（理事・監事）は研修等を通じて私立学校法及び関係法令等を遵守し、それぞれが責任をもって業務にあたっています。</p> <p>⑦ 役員（理事・監事）は研修等を通じて私立学校法及び関係法令等を遵守し、それぞれが責任をもって業務にあたっています。</p> <p>⑧ 寄附行為第42条及び第43条の規定により、役員（理事・監事）の責任</p>
--	--	---

<p>⑨ 理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができません。</p>		<p>が加重とならないよう、損害賠償責任の減免の規定を整備しています。</p> <p>⑨ 寄附行為第15条第13項において、理事会の議事について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができないこととしています。</p>
---	--	---

2-2 理事

(1) 理事の責務（役割・職務・監督責任）の明確化

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理します。</p> <p>② 理事長を補佐する理事として、副理事長または必要に応じて専務理事及び常務理事を置き、法人運営体制の強化に努めます。</p> <p>③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為に明確に定めます。</p> <p>④ 理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実にその職務を行います。</p> <p>⑤ 理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>⑥ 理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。</p> <p>⑦ 学校法人と理事との利益が相反する事項については、理事は代表権を有しません。また、利益相反取引を行おうとするときは、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける責務を負います。</p>	<p>○</p>	<p>① 寄附行為第11条において、理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理するものと定めています。</p> <p>② 「副理事長、専務理事、常務理事及び常任幹事並びに常任理事会の設置に関する規程」に基づき、現在は副理事長1名を置き、理事長を補佐しています。</p> <p>③ 理事長及び理事の解任については、寄附行為第10条に定めています。</p> <p>④ 理事は、私立学校法その他関係法令等並びに本法人寄附行為を遵守し、それぞれが責任をもって業務にあたっています。</p> <p>⑤ 私立学校法の規定に基づき、理事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負っています。</p> <p>⑥ 私立学校法第40条の5の規定に基づき、理事は、学校法人に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見した場合は、これを理事長及び監事に報告します。</p> <p>⑦ 理事が、利益相反取引を行おうとする場合は、私立学校法第40条の5の規定に基づき、理事会において当該取引について事実を開示し、承認を受ける責務を負うこととしています。</p>

(2) 学内理事の役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 教職員である理事は、知識・経験・能力を活かし、教育・研究、経営面について、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行を推進します。</p> <p>② 教職員として理事となる者については、教職員としての業務量などに配慮しつつ、理事としての業務を遂行します。</p>	○	<p>① 教職員である理事は、現在、1号理事である学長に加え、事務局長の職にある者が理事に選任されており、大学の持続的な成長と中長期的な安定経営のため適切な業務執行が推進されています。</p> <p>② 学長の教育研究業務を補佐するための特任教員を採用するなど、教職員としての職責と業務量に配慮しつつ理事としての職務が遂行できるように対応しています。</p>

（3） 外部理事の役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 複数名の外部理事（私立学校法第38条第5項に該当する理事）を選任します。</p> <p>② 外部理事は、学校法人の経営力・マネジメントの強化のため、理事会において多面的な視点から意見を述べ、理事会の議論の活発化に大きく寄与し、理事としての業務を遂行します。</p> <p>③ 外部理事には、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p>	○	<p>① 点検日時時点で就任している理事11名のうち、7名が外部理事となっています。</p> <p>② 外部理事は学校法人運営に関する有識者に加え、産業界及び地域などからの有識者を揃えており、戦略的な学校法人経営における理事としての役割を遂行しています。</p> <p>③ 理事会開催通知には予定議題をあらかじめ明示して周知するとともに、必要に応じて事前・事後のフォローを行うようにしています。</p>

（4） 理事への研修機会の提供と充実

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>本法人は、全理事（外部理事を含む）に対し、十分な研修機会を提供し、その内容の充実に努めます。</p>	○	<p>理事会開催日などの機会をとらえ、理事に対する研修機会の充実に努めています。</p>

2-3 監事

（1） 監事の責務（役割・職務範囲）について

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負います。</p> <p>② 監事は、その責務を果たすため、寄</p>	○	<p>① 私立学校法第35条の2の規定に基づき、監事は、善管注意義務及び第三者に対する賠償責任義務を負っています。</p>

<p>附行為の定めに則り、理事会に出席して意見を述べるとともに、その他の重要会議に出席することができます。</p> <p>③ 監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p> <p>④ 監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、所轄庁に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、理事会・評議員会の招集を請求できるものとします。</p> <p>⑤ 監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できます。</p>		<p>② 監事は、理事会及び評議員会並びに常任理事会へ出席し、必要に応じて意見を述べるなどにより、寄附行為第14条に定める監事の責務を果たしています。</p> <p>③ 寄附行為第14条第1項第1号から第3号までの規定並びに学校法人東北芸術工科大学監事監査規程（以下「監事監査規程」といいます。）（令和5年4月1日施行）に基づき、監事は、学校法人の業務、財産の状況及び理事の業務執行の状況を監査します。</p> <p>④ 寄附行為第14条第1項第5号及び第6号の規定に基づき、監事は、学校法人の業務等に関し不正の行為、法令違反、寄附行為に違反する重大な事実があることを発見した場合、文部科学大臣に報告し、又は理事会・評議員会へ報告します。さらに、当該報告のために必要があるときは、監事は、理事会・評議員会の招集を請求できるものとなっています。</p> <p>⑤ 寄附行為第14条第3項の規定に基づき、監事は、理事の行為により学校法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、当該理事に対し当該行為をやめることを請求できることとなっています。</p>
--	--	---

(2) 監事の選任

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 監事の独立性を確保する観点を重視し、理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任します。</p> <p>② 監事は2人以上3人以内を置くこととします。</p> <p>③ 監事の業務の継続性が保たれるよう、監事相互の就任・退任時期について十分考慮します。</p>	○	<p>① 監事の選任については寄附行為第7条の規定に基づき理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任しています。</p> <p>② 令和5年度の点検日現在、監事には3人が選任されています。</p> <p>③ 役員改選にあたっては、監事の業務の継続性を念頭に選任案等を検討しています。</p>

(3) 監事監査基準

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>① 監査機能の強化のため、監事監査規程等を作成します。</p> <p>② 監事は、監査計画に基づく計画的な監査を実施します。</p> <p>③ 監事は、監査結果を具体的に記載した監査報告書を作成し、理事会及び評議員会に報告し、これを公表します。</p>	○	<p>① 令和5年3月22日開催の令和4年度第2回理事会にて「学校法人東北芸術工科大学監事監査規程」（以下「監事監査規程」といいます。）の制定が承認され、令和5年4月1日付で施行されました。</p> <p>② 監事監査規程第5条の規定により、毎年度監事から理事長に対し監査計画を提出することとされており、当該計画に基づいて監事監査を実施することとしています。</p> <p>③ 寄附行為第14条第1項第4号の規定に基づき、監事は毎年度監査報告を作成し、当該会計年度終了後2月以内に理事会及び評議員会へ報告しています。なお、監査報告書はHPにて公表しています。</p>

(4) 監事業務を支援するための体制整備

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>① 監事、公認会計士（及び内部監査者の三者）による監査結果について、意見を交換し監事監査の機能の充実に図ります。</p> <p>② 監事に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p> <p>③ 学校法人は、監事に対し、審議事項に関する情報について理事会開催の事前・事後のサポートを十分に行うための体制を整えます。</p> <p>④ その他、監事の業務を支援するための体制整備に努めます。</p>	○	<p>① 監事は公認会計士との定期的な意見交換を行っています。また、必要に応じて内部監査室長及び内部監査担当者との情報交換を行うことで、監事監査の機能の充実に努めています。</p> <p>② 文部科学省開催の研修会などを通じて監事の研修の機会を設けています。</p> <p>③ 監事に対する理事会開催通知には審議予定事項を明示して周知するとともに、必要に応じて事前・事後のサポートを行っています。</p> <p>④ 監事監査規程第8条において監査業務の補助者を置くことができると定めており、監事への支援体制の整備に努めています。</p>

(5) 常勤監事の設置

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
------------------	------	------

監事の監査機能の充実、向上のため、常勤監事を設置するよう努めます。	△	現職の監事はいずれも非常勤となっていますが、常勤監事適任者の確保に向けて引き続き努力します。
-----------------------------------	---	--

2-4 評議員会

(1) 諮問機関としての役割

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>次に掲げる事項について、理事長は、評議員会に対し、あらかじめ、評議員会の意見を聞きます。なお、諮問事項に関して特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができません。</p> <p>① 予算及び事業計画 ② 事業に関する中期的な計画 ③ 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産その他重要な資産の処分 ④ 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。）の支給基準 ⑤ 予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄 ⑥ 寄附行為の変更 ⑦ 合併 ⑧ 目的たる事業の成功の不能による解散 ⑨ 寄附金品の募集に関する事項 ⑩ その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの</p>	○	左記に掲げる事項については寄附行為第19条の規定に基づきあらかじめ評議員会の意見を聞くこととしています。また、第17条第12項の規定に基づき、評議員会の議事に関して特別の利害関係を有する評議員は、議事に加わることができないとしています。

(2)

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
評議員から意見を引き出す議事運営方法の改善に努めます。	○	評議員会では毎回学長による近況報告を行うなどにより、評議員からの意見を引き出す議事運営方法の改善に努めています。

(3)

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができます。	○	寄附行為第20条の規定に基づき、評議員会は、学校法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴するものとしています。

(4)

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
評議員会は、監事の選任に際し、理事長が評議員会の同意を得るための審議をします。その際、事前に理事長は当該監事の資質や専門性について十分検討します。	○	理事長は、寄附行為第7条第2項の規定に基づき資質や専門性並びに独立性などについて十分検討のうえ監事候補者を選出し、同条第1項の規定に基づき評議員会の同意を得て選任しています。

2-5 評議員

(1) 評議員の選任

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 評議員の人数は、理事人数に対して十分な人数を選任します。</p> <p>② 評議員となる者は、次に掲げる者としています。</p> <p>ア 本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者</p> <p>イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者</p> <p>ウ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者</p>	○	<p>① 評議員の人数は寄附行為第21条に規定により19人から25人とされています。理事の人数は寄附行為第5条第1項第1号の規定により9人から12人とされています。点検日時点で評議員は23人となり、理事11人に対し2倍を超える人数となっています。</p> <p>② 評議員は、左記ア～ウの区分ごとに寄附行為所定の手続きを経て選任されています。区分ごとの評議員数は以下のとおりです。</p> <p>ア 本法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 6～8人</p> <p>イ 本法人の設置する学校を卒業した者で年齢25年以上の者のうちから、理事会において選任した者 3～4人</p> <p>ウ 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 10～13人</p> <p>③ 評議員は上記②に記載の所定の手</p>

<p>③ 学校法人の業務若しくは財産状況又は役員の業務執行について、意見を述べ若しくは諮問等に答えるため、多くのステークホルダーから、広範かつ有益な意見具申ができる有識者を選出します。</p> <p>④ 評議員の選任方法は、各選出区分の候補者を寄附行為に基づき理事会又は評議員会が選任する扱いとしています。</p>		<p>続きを経て選任するにあたり、他大学関係者、地元高校関係者、産業界、芸術文化関係者などから選出しており、広範かつ有益な意見具申がなされるようになっていきます。</p> <p>④ 評議員の選任は、寄附行為の規定に基づき適切に行っています。</p>
---	--	--

(2) 評議員への研修機会の提供と充実

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>① 学校法人は、評議員に対し審議事項に関する情報について、評議員会開催の事前・事後のサポートを十分に行います。</p> <p>② 本法人は、評議員に対し、十分な研修機会を提供し、その研修内容の充実に努めます。</p>	○	<p>① 評議員会開催通知には審議予定事項を明示して周知するとともに、必要に応じて事前・事後のサポートを行うこととしています。</p> <p>② 評議員会開催日などの機会をとらえ、評議員に対する研修機会の充実に努めています。</p>

第3章 教学ガバナンス (権限・役割の明確化)

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>学長の任命は、東北芸術工科大学学長選任規程に基づき、理事会の諮問を経て、理事長が学長を任命します。</p> <p>私立学校法において「理事会は、学校法人の業務を決する」とありますが、理事会及び理事長は、大学の目的を達成するための各種政策の意思決定、副学長、学部長等の任命、教員採用等については、学長の意向が十分に反映されるように努めます。</p>	○	<p>学長は、「東北芸術工科大学学長選任規程」の規定に基づき理事会の議を経て理事長が任命しています。</p> <p>なお、理事会で審議するための学長候補者の選考については、「東北芸術工科大学学長選考委員会設置規程」に基づき選考委員会が行うことで学長選任手続の平準化を図るとともに、建学の理念の実現及び教育目的の達成に叶う候補者の公正な選出に努めています。</p> <p>また、理事会は、理事会業務委任規程第4条の規定に基づき大学の校務を学長に委任するにあたり、学長が議長となる「学長会」及び「教員選考委員</p>

		会」の設置などにより、大学の運営に学長の意向が十分に反映されるように努めています。
--	--	---

3-1 学長

(1) 学長の責務

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>① 学長は、建学の精神及び大学の理念を踏まえ、学術を中心とした広い知識を授けるとともに、「芸術的創造と良心による科学技術の運用により、新しい世界観の確立を目指す」というビジョンを達成するため、リーダーシップを発揮し、大学教学運営を統括します。</p> <p>② 所属職員が、学長方針、中期的な計画、学校法人経営情報を十分理解できるよう、これらを積極的に周知し共有することに努めます。</p>	○	<p>① 学長は、寄附行為第6条第1項第1号の規定に基づき理事を務めるとともに、「学長会」及び「代表教授会」を主宰するなどにより大学教学面の運営を統括し、リーダーシップを発揮しています。</p> <p>② 新学期開始時など教学上重要な節目に「教職員総会」を開催しており、学長が所信や当該年度の教育目標を全教職員に周知し共有する機会を設けています。</p>

(2) 学長補佐体制 (副学長・学部長の役割)

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>① 大学に副学長を置くことができるようにしており、東北芸術工科大学組織規程において「副学長は、学長を助け、命を受けて校務をつかさどる。」としています。</p> <p>② 学部長は、学校法人東北芸術工科大学組織規程において「学部長は、学長を補佐し、学長の命を受けて、当該学部の教育及び研究に関する業務を統括する。」としています。</p>	○	<p>① 組織規程第3条の規定に基づき、点検日時点で2名の副学長を置いています。 なお、1名は「学生支援担当」もう1名は「教育推進担当兼産学連携担当」とその役割を明確にしています。</p> <p>② 学部長は所属教員を構成員とする「教授会部会」を主宰し、当該学部の教育研究に関する業務を統括しています。</p>

3-2 教授会

(1) 教授会の役割 (学長と教授会の関係)

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
大学の教育研究の重要な事項を審議するために教授会を設置しています。審議する事項については東北芸術工科大学規程教授会運営細則に定めています。	○	学校教育法第93条の規定を踏まえて本学に教授会を設置しています。「東北芸術工科大学教授会運営細則」第5条において代表教授会は、学長が同規程

<p>す。ただし、学校教育法第93条に定められているように、教授会は、定められた事項について学長が決定を行うにあたり意見を述べる機関であり、学長の最終判断が教授会の審議結果に拘束されるものではありません。</p>		<p>に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとし、審議事項の最終判断は学長が行っています。</p>
--	--	---

第4章 公共性・信頼性（ステークホルダーとの関係）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>私立大学は、常に時代の変化に対応した高い公共性と信頼性が確保されなければなりません。建学の精神・理念に基づき自律的に教育事業を担う本法人においても、こうした高い公共性と信頼性のもとでの社会的責任を十二分に果たして行かねばなりません。ステークホルダー（学生・保護者、同窓生、教職員等）はもとより、広く社会から信頼され、支えられるに足る存在であり続けるために、公共性と信頼性を担保します。</p>	<p>○</p>	<p>本学は、開学以来「東北芸術工科大学設立の宣言」を基本理念に掲げ、役員及び教職協働体制による教育の質保証に努めてきました。特色ある教育研究と安定した法人運営を実践してきた結果、本学は、ステークホルダーである学生及び保護者並びに同窓生及び教職員等はもとより、地域社会や産業界などからも広く信頼を獲得しています。開学30周年を経た現在、本学の存在感はますます高まっており、私立学校法で求められる公共性と信頼性を十分に担保しています。</p>

4-1 学生に対して

(1) 学生の学びの基礎単位である学部等においても、3つの方針（ポリシー）を明確にし、入学から卒業に至る学びの道筋をより具体的に明確にします。

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 3つの方針（ポリシー） ア 卒業認定・学位授与の方針 / ディプロマ・ポリシー イ 教育課程編成・実施の方針 / カリキュラム・ポリシー ウ 入学者の受け入れの方針 / アドミッション・ポリシー ② 東北芸術工科大学自己点検・評価に関する規程に基づき、大学の理念・目的及び社会的使命を達成するために、教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表していきます。</p>	<p>○</p>	<p>① 芸術学部、デザイン工学部それぞれの3つのポリシーを定め、HP及び学修・学生生活サイトにて明示しています。 ② 毎年度教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の状況について自己点検・評価を実施し、その結果をHPにて公表しています。</p>

<p>③ ハラスメント等の健全な学生生活を阻害する要因に対しては、学内外を問わず毅然かつ厳正に対処します。</p>		<p>③ 「学校法人東北芸術工科大学キャンパス・ハラスメント防止規程」（以下「ハラスメント防止規程」といいます。）を制定するとともに、教職員総会などの場においてハラスメント行為の防止を呼びかけることにより、教職員への周知徹底を図っています。また、ハラスメント行為に対し懲戒処分が行われた場合には原則として公表することとするなど、毅然かつ厳正に対処することとしています。</p>
---	--	--

4-2 教職員等に対して

(1) 教職協働

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>実効性ある中期的な計画の策定・実行・評価（PDCAサイクル）による大学価値向上を確実に推進するため、教員と事務職員等は、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を図るため適切に分担・協力・連携を行い、教職協働体制を確保します。</p>	○	<p>大学全体の中期的な計画のPDCAサイクルを実効化させるため、教学部門及び事務局部門がそれぞれの年次計画に基づいたPDCAサイクルを回すとともに、教学及び事務局の責任者が一体となって教学全般にわたる諸課題に柔軟かつ迅速に対応するための「学長会」を設置し、教職協働体制のもと、教育研究活動等の組織的かつ効果的な管理・運営を行っています。</p>

(2) ユニバーシティ・ディベロップメント：UD

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>全構成員による、建学の精神・理念に基づく教育・研究活動等を通じて、本法人の社会的価値の創造と最大化に向けた取組みを推進します。</p> <p>① ボード・ディベロップメント：BD ア 監事は毎年度策定する監査計画と監査報告書を理事会並びに評議員会に</p>	○	<p>建学の精神・理念は、開学以来一貫して「東北芸術工科大学設立の宣言」を通じて全構成員に共有されています。また、全国初の公設民営型4年制大学という成り立ちを背景とした、芸術・デザイン系大学としては先駆的な地域との連携活動と特色ある教育研究活動を通じ、本法人全体の社会的価値の創造と最大化に向けて取り組んできました。</p> <p>① 監事は理事会及び評議員会において自ら監査計画及び監査報告について説明を行っています。</p>

<p>報告します。</p> <p>② ファカルティ・ディベロップメント：FD ア 3つの方針（ポリシー）の実質化と教育の質保証の取り組みを推進するため、教員個々の教育・研究活動に係るPDCAを毎年度実施します。 イ 教員個々の教授能力と教育組織としての機能の高度化に向け、学長のもとにFD推進組織を整備し、年次計画に基づき取り組みを推進します。</p> <p>③ スタッフ・ディベロップメント：SD ア 全ての教員・事務職員等はその専門性と資質の向上のための取り組みを推進します。 イ SD推進に係る基本方針と年次計画を定め、計画的な取り組みを推進します。 ウ 教職協働に対応するため、毎年度、教職員の総会を開催し大学運営、教育計画の共有を図ります。 エ 年次計画に基づき、教職員は各自の目標管理シートを作成し、年度ごとの点検・評価を受けることで、資質の高度化を進めます。</p>		<p>② 「FD委員会」を設置し、教員の能力開発や授業方法の改善等に計画的かつ組織的に取り組んでいます。</p> <p>③ 教員と事務職員等それぞれの職性にあわせた能力開発を計画的に行うとともに、教職協働体制を推進するために共通のテーマでの合同の研修も実施しています。 なお、教員、職員ともに目標管理手法による「ポートフォリオ制度」を導入しており、一人ひとりの年間目標の達成を目指すとともに、ポートフォリオに基づく上長との面談など通じて自身の資質の向上を図るツールとして活用されています。 また、新学期開始時など教学上重要な節目に開催する「教職員総会」では教員と事務職員等が一堂に会し、学長及び学部長等による年次計画・年次目標等について共有し、教学部門と事務部門双方の方向性の統一を図っています。</p>
--	--	--

4-3 社会に対して

(1) 認証評価及び自己点検・評価

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>① 認証評価 平成16（2004）年度から、全ての大学は、7年以内ごとに文部科学大臣が認証する評価機関の評価を受けることが法律で義務付けられました。本法人も評価機関の評価を受審し、評価結果を踏まえて自ら改善を図</p>	○	<p>① 本学では、平成20（2008）年度及び平成27（2015）年度に続き、令和4（2022）年度に3回目の大学機関別認証評価を受審しました。同年10月に実地調査が行われ、令和5（2023）年3月には「評価基準に適合している」との認定を受けまし</p>

<p>り、教育・研究水準の向上と改善に努めます。</p> <p>② 自己点検・評価結果等を踏まえた改善・改革(PDCAサイクル)の実施 教育目標や組織目標の実現に向け、それらの目標の達成状況及び各種課題の改善状況等に関する定期的な自己点検・評価を実施し、その結果を踏まえた改善・改革のための計画を策定し、実行します。</p> <p>③ 外部評価の実施 自己点検・評価の妥当性及び適切性について客観的な評価を得るとともに、改善の指摘及び提言を受けることを目的として、第三者による外部評価を実施します。</p> <p>④ 学内外への情報公開 自己点検や改善・改革に係わる情報及び保有する教育・研究をはじめとする各種情報資源を、刊行物やホームページ等を通じて積極的に公開することにより、学内外の関係者及び社会に対する説明責任を果たします。</p>		<p>た。</p> <p>② 各学科等における教育目標及び各組織における事業目標については、PDCAサイクルによる自己点検・評価を実施しており、その結果を踏まえ次年度目標を設定することとなっています。</p> <p>③ 自己点検・評価の妥当性等を担保するため、第三者による外部評価として「東北芸術工科大学大学後援会」の会員企業など地元産業界からの評価を受ける場を設けるとともに、教育面では、姉妹校の京都芸術大学との相互評価を実施しています。</p> <p>④ 自己点検・評価の結果については、HPに掲載することにより、学内外を問わず公表しています。</p>
--	--	--

(2) 社会貢献・地域連携

項目 (ガバナンス・コード原文)	適合状況	点検内容
<p>① 地域資源を活用し、社会の発展と安定に貢献するため、教育・研究活動の多様な成果を社会に還元することに努めます。</p> <p>② 産官学の組織的連携を強化し、「知の拠点」としての大学の役割を果たすとともに、産学官のプラットフォームとして機能します。</p>	<p>○</p>	<p>① 本学では産学連携相談窓口として地域連携推進課内に「共創デザイン室」を設置しており、年間100件を超える学外からの相談に応じています。また、すべての学科において地域との連携を伴う教育を実践していることから、全学的に教育研究成果が地域社会に還元されています。</p> <p>② 共創デザイン室は、山形県工業技術センターとの連携プラットフォーム「やまがたデザイン相談窓口”D-link”」を創設し、毎月定期的に情報交換を行うなどにより、地域産業への支援機能を果たしています。</p>

<p>③ 地域の多様な社会人を受け入れるとともに、時代の要請に応じた生涯学習の場を広く提供します。</p> <p>④ 大規模災害への対応として、地域社会と人材育成や減災活動に取り組めます。</p> <p>⑤ 環境問題をはじめとする社会全体のサステナビリティを巡る課題について対応します。</p>		<p>③ 大学附置研究機関である「文化財保存修復研究センター」による公開講座や約270社からなる「東北芸術工科大学後援会」の会員企業を対象としたセミナーの開催などを通じ、県内外の企業や社会人に対する学びの場を提供しています。</p> <p>また、学内で開催される企画展や新能は地域の方々に開かれており、多くの地域住民が身近に芸術やデザインに触れる機会となっています。</p> <p>2年に1度本学が開催している「山形ビエンナーレ」は、山形市内の地域を巻き込んで展開されています。大学主催の芸術祭として全国的にも注目を集めており、参加型イベントなどを通じて時代の要請に応じた生涯学習の機会を創出し、地方都市の活性化の一端を担っています。</p> <p>④ 東北芸術工科大学「文化財保存修復研究センター」は、令和3年11月に文化庁の外郭団体である国立文化財機構「文化財防災センター」が毎年実施する研修会を後援し、本学を会場として開催しました。本学では、このような地域による文化財保存を担う人材育成への取り組みを積極的に推進しています。</p> <p>⑤ プロダクトデザイン学科におけるサステナブルデザイン、建築・環境デザイン学科における住宅の省エネルギー化及び中心市街地のリノベーションプロジェクト、コミュニティデザイン学科を中心としたSDGsをベースとする地域課題解決への取り組みなどを中心に、社会のサステナビリティを巡る課題に対し多面的に取り組んでいます。</p>
---	--	--

4-4 危機管理及び法令遵守

(1) 危機管理のための体制整備

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
-----------------	------	------

<p>① 危機管理体制の整備と危機管理マニュアルの整備に取り組めます。 ア 大規模災害 イ 大規模な感染症 ウ 不祥事（ハラスメント、公的研究費不正使用等）</p> <p>② 災害防止、不祥事防止対策に取り組めます。 ア 学生等の安全安心対策 イ 減災・防災対策 ウ ハラスメント防止対策 エ 情報セキュリティ対策 オ その他のリスク防止対策</p> <p>③ 事業継続計画の策定に取り組めます。</p>	○	<p>① 「学校法人東北芸術工科大学危機管理規程」に基づき各種の危機管理に対応しています。 ア 「危機管理マニュアル」及び「防災マニュアル」の整備 イ 危機管理対策本部会議の設置及び感染症拡大防止ガイドラインの策定等 ウ ハラスメント、公的研究費の不正使用及び研究活動の不正行為などの不祥事防止のための関係規程の整備と当該規程に基づく管理運用</p> <p>② 災害防止及び不祥事防止には以下のとおり取り組んでいます。 ア 防犯カメラ及び非常通報電話の設置等による学内防犯体制の強化 イ 定期的な防災訓練の実施、飲料水・食料や燃料、災害用毛布等備蓄の確保 ウ ハラスメント防止規程及び相談窓口設置に関する学生・教職員への周知 エ 「学校法人東北芸術工科大学情報ネットワーク利用規程」及び「学校法人東北芸術工科大学ソフトウェア管理規程」に基づく運用管理 オ 各種賠償責任保険への加入、内部監査の充実、感染症拡大時の職員の分散勤務及び在宅勤務の実施、演習科目を含みリモート授業に関する教員のスキル向上など</p> <p>③ 他大学の事例などを参考としながら、事務局にて事業継続計画策定の検討を進めています。</p>
--	---	---

(2) 法令遵守のための体制整備

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
① 全ての教育・研究活動、業務に関し、法令、寄附行為、学則並びに諸規程（以下、「法令等」という。）	○	① 「学校法人東北芸術工科大学就業規則」第4条において、教職員は「その職務の遂行にあたっては、法

<p>を遵守するよう組織的に取り組みます。</p> <p>② 法令等に違反する行為又はそのおそれがある行為に関する教職員等からの通報・相談（公益通報）を受け付ける窓口を常時開設し、通報者の保護を図ります。</p>		<p>令及び学校法人の諸規程を遵守しなければならない」旨を定め、入職時研修などにおいて周知を図っています。</p> <p>② 「学校法人東北芸術工科大学内部公益通報の取扱いに関する規程」を制定し内部公益通報に対応する窓口を明確に定めるとともに、内部公益通報を行ったことを理由にした不利益な取り扱いを禁止することで、通報者の保護を図っています。</p>
--	--	---

第5章 透明性の確保（情報公開）

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
<p>私立大学は、日本における高等教育の大きな担い手であり、公共性が高く、社会に質の高い重要な労働力を提供する機関であることを踏まえ、法人運営・教育研究活動等について、透明性の確保にさらに努めます。</p> <p>私立大学は、多くのステークホルダーから支持されることが必要ですが、大学の目的は教育・研究・社会貢献等多岐にわたっており、それぞれに異なるステークホルダーが存在することを踏まえた上で、法人運営・教育研究活動の透明性を確保します。</p> <p>私立大学は、高等教育を担う公共性の高い機関であることから、企業のように、利益を追求する「株主への説明責任である」との位置付けとは異なり、法人運営・教育研究活動の公共性・適正性を確保し、透明性を高める観点からステークホルダーへの説明責任を果たします。</p>	○	<p>学校法人の運営状況及び教育研究活動の取り組み状況については、HPにおいて情報公開しています。また、積極的なプレスリリースやSNSを活用した情報の発信を行うことで連日地元紙において本学の様々な取り組みが報道されており、多様なステークホルダーに対し常に情報発信がなされることで、学校法人の運営状況及び教育研究活動の透明性が確保されています。</p>

5-1 情報公開の充実

(1) 法令上の情報公表

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
公表すべき事項は学校教育法施行規則	○	関係法令及び日本私立大学団体連合会

<p>(第172条第2項)、私立学校法等の法令及び日本私立大学団体連合会のガイドライン等によって指定若しくは一定程度共通化されていますが、公開するとした情報については主体的に情報発信していきます。</p> <p>① 教育・研究に資する情報公表</p> <p>ア 大学の教育研究上の目的</p> <p>イ 卒業認定・学位授与の方針 / ディプロマ・ポリシー</p> <p>ウ 教育課程編成・実施の方針 / カリキュラム・ポリシー</p> <p>エ 入学者受入れの方針 / アドミッション・ポリシー</p> <p>オ 教育研究上の基本組織</p> <p>カ 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績</p> <p>キ 入学者の数、収容定員、在学学生数、卒業又は修了者数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況</p> <p>ク 授業科目、授業方法及び内容並びに年間の授業計画</p> <p>ケ 学修成果に係る評価及び卒業又は修了認定に当たっての基準</p> <p>コ 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境</p> <p>サ 授業料、入学料等の大学が徴収する費用</p> <p>シ 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援</p> <p>ス 学生が修得すべき知識及び能力</p> <p>セ 社会貢献・連携活動の状況</p> <p>② 学校法人に関する情報公表</p> <p>ア 財産目録・貸借対照表・収支計算書</p> <p>イ 寄附行為</p> <p>ウ 監事の監査報告書</p> <p>エ 役員等名簿（個人の住所に係る記載の部分を除く）</p> <p>オ 役員報酬に関する基準</p> <p>カ 事業報告書</p> <p>1) 法人の概要</p>		<p>のガイドラインに準拠し、左記の各項目についてHPを通じて公表しています。</p>
---	--	---

<ul style="list-style-type: none"> ・ 建学の精神 ・ 学校法人の沿革 ・ 理事・監事・評議員の氏名 ・ 設置する学校 ・ 定員・在籍者数 ・ 教職員数 ・ 学校法人の所在地 <p>2) 事業の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 主な事業の計画及びその進捗状況 <p>3) 財務の概要</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 収支及び財産（財産目録、貸借対照表、収支計算書）の状況 		
---	--	--

(2) 自主的な情報公開

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
法律上公開が定められていない情報についても、積極的に自らの判断により努めて最大限公開します。 ① 教育・研究に資する情報公開 ア 大学間連携 イ 地域連携並びに産学官連携 ウ 公正な研究活動 ② 学校法人に関する情報公開 ア 中期計画	○	例えば、他大学、行政機関又は企業などとの連携協定に関する情報や産学連携事業、本学が主催する各種アートプロジェクトなど、法律上公開が定められていない左記の項目についても、上記（1）で定められている法令上公開すべき項目と同様、HP等で自主的に情報公開を行っています。

(3) 情報公開の工夫等

項目（ガバナンス・コード原文）	適合状況	点検内容
① 上記（1）②及び（2）②の学校法人に関する情報については、Web公開に加え、事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供します。 ② 情報公開に当たっては、対象者、方法、項目等を明らかにした情報公開方針を策定し、公開します。 ③ 公開方法は、インターネットを使ったWeb公開が主流ですが、閲覧者が多岐にわたることを考慮し、「大学ポータル」を活用するほか、大学案内及び各種パンフレット等の媒体も活用します。	○	① 左記の情報については事務室に備え置き、請求があれば閲覧に供することができるようにしています。 ② 私立学校法第47条第2項に定める財産目録等の閲覧に関する規程を定め、当該規程に従って資料を閲覧に供することとしています。 ③ HPに加え「大学ポータル」による情報発信を行うとともに、特に高校生等受験対象者に対しては大学案内やSNSなど多様な媒体を通じて

<p>④ 公開に当たっては、分かりやすい説明を付けるほか、説明方法も常に工夫します。</p>		<p>情報公開を行っています。</p> <p>④ 学校法人に関する情報公開については、特に財務状況の公表においてその概要に加え、各種財務諸表別に説明文を掲載するなどの工夫を行っています。</p>
--	--	---